

(別紙) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 **重点**

(住宅・建築物等の耐震化)

- 市内の住宅総数は約2万棟あり、これらの住宅建築物は約8割が木造であり、被害を最小限に食い止めるため建築物の耐震化を促進する必要がある。

(建設部)

- 災害時の防災拠点等と位置付けられる公益性が高い多数のものが利用する建築物について、情報提供等を含め支援等を検討し耐震診断や耐震改修を促進する必要がある。

(建設部、施設管理部局)

- 耐震性の低い市営住宅の建て替え等により耐震化を進めるとともに、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、安全性を確保していく必要がある。

(建設部)

- 社会福祉施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。

(健康長寿福祉部)

- 学校施設の躯体部分の耐震化については完了しているが、行政機能を維持するため、施設の長寿命化を計画的に推進する必要がある。

(教育委員会)

- 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国、府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。

(市長公室)

(地震や火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模地震による市街地火災等から市民の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替えなどを促進する必要がある。

(建設部)

- 街路樹及びブロック塀の安全点検や沿道建物の耐震化を進めるなど、幹線道路の通行を妨げない取組を推進する必要がある。

(建設部)

- 倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。

(建設部)

(被災建築物及び被災宅地の危険度判定)

- 地震発生後の二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できるよう、府と連携しながら体制の充実・強化を図る必要がある。

(建設部)

- 大規模盛土造成地については、府が調査を行い、マップを作成して公表しており、市民に情報共有を図る必要がある。

(建設部)

(空家等の適正管理の推進)

- 災害時に空家等の倒壊や部材等の飛散等により、生命・財産に危害が及ぶことを防ぐため、空家等の適正管理や危険性の高い空家等の除却を促進する必要がある。

(建設部)

(火災発生の防止対策)

- 災害発生時に利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動等について市民に啓発する必要がある。

(消防本部)

(市幹線道路等の整備、維持管理等)

- 緊急輸送道路等の冗長性確保の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。

(建設部)

- 予防的な修繕及び計画的な架替えを図ることで、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検、修繕を行う必要がある。

(建設部)

<指標：現状値>

- ・防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化（全93棟中） 91%（R2） [施設所管部局]
- ・鉄道駅舎の耐震化率 100%（H10） [市長公室]
- ・住宅の耐震化率 69.2%（H27） [建設部]
- ・市立小・中学校の耐震化率 100%（H27） [教育委員会]
- ・木造住宅耐震診断補助実施数（累計） 256件 [建設部]
- ・木造住宅耐震改修補助件数（累計） 45件 [建設部]
- ・地震・津波ハザードマップ作成（H30） [総務部]
- ・防災行政無線デジタル化整備率 100%（R元） [総務部]
- ・防災行政無線設備整備状況 親局1局、遠隔制御装置6局、地区遠隔制御装置88局、屋外拡声子局242基、戸別受信機約2万台、聴覚障害者用文字放送表示装置30台（R3） [総務部]
- ・自主防災組織の組織率（全225地区中173地区） 76.9%（R3） [総務部]
- ・市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 25件980千円（R3） [総務部]
- ・地区防災計画の作成自治会数 7自治会（R3） [総務部]
- ・水害等避難行動タイムラインの作成地区数 100地区（R4） [総務部]
- ・市防災訓練の実施 年1回 [総務部]
- ・自治会の防災訓練実施率 80.0%（R元） [総務部]
- ・地域防災リーダー研修会の開催 年1回 [総務部]
- ・市職員まちづくり出前講座「地域防災について」受講者数 220人（R元） [総務部]
- ・市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 172人（R3） [消防本部]
- ・市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 530人（R3） [消防本部]
- ・市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 1,496人（R元） [市立病院]
- ・ふるさとレスキューの取組状況 9地区（R3） [消防本部]
- ・消防団員の定員に対する充足率（定員1,730人） 91.3%（R3） [消防本部]
- ・防火水槽等整備数（累計） 720箇所（R3） [消防本部]
- ・消火栓整備数（累計） 1,507箇所（R3） [消防本部]
- ・消防団車庫・詰所総数 75箇所（R3） [消防本部]
- ・消防訓練実施事業所数（年間） 116事業所（R3） [消防本部]
- ・20年未満の消防車両の割合 82.3%（R3） [消防本部]
- ・避難行動要支援該当者 1,467人中、台帳登録者1,349人（R3） [健康長寿福祉部]

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（不特定多数の者が利用する施設の耐震化等）

- 社会福祉施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。（再掲）

（健康長寿福祉部）

○ 学校施設の躯体部分の耐震化については完了しているが、行政機能を維持するため、施設の長寿命化を計画的に推進する必要がある。（再掲）

（教育委員会）

○ 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国、府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。

（市長公室）

（火災発生の防止対策）

○ 災害発生時に利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動等について市民に啓発する必要がある。（再掲）

（消防本部）

（市幹線道路等の整備、維持管理等）

○ 緊急輸送道路等の冗長性確保の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。（再掲）

（建設部）

○ 予防的な修繕及び計画的な架替えを図ることで、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検、修繕を行う必要がある。（再掲）

（建設部）

<指標：現状値>

- ・（再掲）防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化（全93棟中） 91%（R2） [施設所管部局]
- ・（再掲）鉄道駅舎の耐震化率 100%（H10） [市長公室]
- ・（再掲）市立小・中学校の耐震化率 100%（H27） [教育委員会]
- ・（再掲）木造住宅耐震診断補助実施数（累計） 256件 [建設部]
- ・（再掲）木造住宅耐震改修補助件数（累計） 45件 [建設部]
- ・（再掲）地震・津波ハザードマップ作成（H30） [総務部]
- ・（再掲）防災行政無線デジタル化整備率 100%（R元） [総務部]
- ・（再掲）防災行政無線設備整備状況 親局1局、遠隔制御装置6局、地区遠隔制御装置88局、屋外拡声子局242基、戸別受信機約2万台、聴覚障害者用文字放送表示装置30台（R元） [総務部]
- ・（再掲）自主防災組織の組織率（全225地区中173地区） 76.9%（R3） [総務部]
- ・（再掲）地区防災計画の作成自治会数 7自治会（R3） [総務部]
- ・（再掲）水害等避難行動タイムラインの作成地区数 100地区（R4） [総務部]
- ・（再掲）市防災訓練の実施 年1回 [総務部]
- ・（再掲）自治会の防災訓練実施率 80.0%（R元） [総務部]
- ・（再掲）地域防災リーダー研修会の開催 年1回 [総務部]
- ・（再掲）市職員まちづくり出前講座「地域防災について」受講者数 220人（R元） [総務部]
- ・（再掲）消防団員の定員に対する充足率（定員1,730人） 91.3%（R3） [消防本部]
- ・（再掲）防火水槽等整備数（累計） 720箇所（R3） [消防本部]

- ・（再掲）消火栓整備数（累計） 1,507箇所（R3）〔消防本部〕
- ・（再掲）消防団車庫・詰所総数 75箇所（R3）〔消防本部〕
- ・（再掲）20年未満の消防車両の割合 82.3%（R3）〔消防本部〕
- ・（再掲）消防訓練実施事業所数（年間） 116事業所（R3）〔消防本部〕
- ・（再掲）避難行動要支援該当者 1,467人中、台帳登録者1,349人（R3）〔健康長寿福祉部〕

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点

（河川、漁港海岸等の整備・耐震化及び機能保全の推進）

- 日本海側で想定される津波に備えて、国、府、市や関係機関が連携し、設計津波に対応できる漁港海岸保全施設等や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を進める必要がある。

（総務部、農林水産部、建設部）

- 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保等の対策を関係機関が連携して進める必要がある。

（総務部、建設部）

（河川管理施設、漁港海岸保全施設等の整備、維持管理等）

- 大規模津波による災害が想定される河川、漁港海岸保全施設等の適正な管理に努め、津波襲来時にもこれらの施設等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事等を進めていく必要がある。

（農林水産部、建設部）

（津波避難体制の整備）

- 津波防災に関する広報・啓発活動を実施するとともに、津波避難計画やハザードマップの作成・改訂の促進や実践的な避難訓練の実施を促進することなどにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

（総務部）

（避難誘導體制の強化）

- 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、府、関係自治体、警察、消防と地元消防団、自治会等が連携を強化する必要がある。

（総務部、消防本部）

<指標：現状値>

- ・（再掲）地震・津波ハザードマップ作成（H30）〔総務部〕
- ・（再掲）自主防災組織の組織率（全225地区中173地区）76.9%（R3）〔総務部〕
- ・（再掲）市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 25件 980千円（R3）〔総務部〕
- ・（再掲）地区防災計画の作成自治会数 7自治会（R3）〔総務部〕

- ・（再掲）水害等避難行動タイムラインの作成地区数 100地区（R4）〔総務部〕
- ・（再掲）防災行政無線デジタル化整備率 100%（R元）〔総務部〕
- ・（再掲）防災行政無線設備整備状況 親局1局、遠隔制御装置6局、地区遠隔制御装置88局、屋外拡声子局242基、戸別受信機約2万台、聴覚障害者用文字放送表示装置30台（R元）〔総務部〕
- ・（再掲）市防災訓練の実施 年1回〔総務部〕
- ・（再掲）自治会の防災訓練実施率 80.0%（R元）〔総務部〕
- ・（再掲）地域防災リーダー研修会の開催 年1回〔総務部〕
- ・（再掲）市職員まちづくり出前講座「地域防災について」受講者数 220人（R元）〔総務部〕
- ・（再掲）市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 172人（R3）〔消防本部〕
- ・（再掲）市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 530人（R3）〔消防本部〕
- ・（再掲）市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 1,496人（R元）〔市立病院〕
- ・（再掲）ふるさとレスキューの取組状況 9地区（R3）〔消防本部〕

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

重点

（総合的な治水対策の推進）

- 河川については河道の掘削やネック箇所の解消、公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水機場の適切な操作、ため池の決壊の防止対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水ガードマップの作成、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソフト対策を行うことにより、計画規模を超える豪雨等にも対処できる総合的な治水対策を国、府と連携しながら一層推進する必要がある。

（総務部、農林水産部、建設部）

（河川、下水道施設等の適切な維持管理等）

- 河川堤防、樋門、頭首工、排水機場等の河川管理施設及び雨水幹線等の下水道施設等の適切な管理に努め、集中豪雨時等でも施設の機能が確実に発揮されるよう、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を着実に進める必要がある。

（農林水産部、建設部）

（治水対策の推進）

- 洪水の危険性が高い市管理河川及び内水による家屋浸水被害を軽減するため、計画的な河道の掘削、修繕及び改修工事を進めていく必要がある。

（建設部）

（市幹線道路等の整備、維持管理等）

- 緊急輸送道路等の冗長性確保の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。（再掲）

(建設部)

- 予防的な修繕及び計画的な架替えを図ることで、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検、修繕を行う必要がある。(再掲)

(建設部)

(高潮対策としての海岸保全施設等の整備・補強)

- 台風等異常気象時において高潮による市街地等の浸水を防ぐため、海岸保全施設等の整備・補強を促進する必要がある。

(建設部)

(農業用水利施設の防災対策)

- 人的被害を及ぼすおそれのある防災上重要となる農業用ため池(防災重点農業用ため池)を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の適切な維持管理を行う。また、防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成・公表などのソフト対策を進め、市民の防災意識の向上を図る必要がある。

(農林水産部)

(ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)

- 各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、市民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る必要がある。

(総務部)

<指標：現状値>

- ・内水対策の排水ポンプ場整備状況 [建設部]
内ヶ森第1雨水ポンプ場 排水面積12.5ha 排水能力 ポンプ200mm×2台、300mm×1台、500mm×2台 排水能力1,224m³/sec
内ヶ森第2雨水ポンプ場 排水面積27.26ha 排水能力 ポンプ350mm×1台、900mm×1台、排水能力1,889m³/sec
小栓川雨水ポンプ場 排水面積61.53ha 排水能力 ポンプ300mm×1台、500mm×2台、800mm×2台(増設)、排水能力4,060m³/sec
- ・(再掲) 消防ポンプ車、小型動力ポンプ付積載車の配備状況 ポンプ車35台、積載車45台 (R元) [消防本部]
- ・防災重点ため池のハザードマップ作成 49箇所 (R3) [農林水産部]
※ 防災重点ため池：決壊した場合に人家や病院、学校等公共施設等に影響を与える恐れがあるため池
- ・市防災マップ作成 (H27) [総務部]
- ・市洪水、土砂災害ハザードマップ作成 (R3) [総務部]
- ・(再掲) 自主防災組織の組織率(全225地区中173地区) 76.9% (R3) [総務部]
- ・(再掲) 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 25件 980千円 (R3) [総務部]
- ・(再掲) 地区防災計画の作成自治会数 7自治会 (R3) [総務部]

- ・(再掲) 水害等避難行動タイムラインの作成地区数 100地区 (R4) [総務部]
- ・(再掲) 防災行政無線デジタル化整備率 100% (R元) [総務部]
- ・(再掲) 防災行政無線設備整備状況 親局1局、遠隔制御装置6局、地区遠隔制御装置88局、屋外拡声子局242基、戸別受信機約2万台、聴覚障害者用文字放送表示装置30台 (R元) [総務部]
- ・(再掲) 市防災訓練の実施 年1回 [総務部]
- ・(再掲) 自治会の防災訓練実施率 80.0% (R元) [総務部]
- ・(再掲) 地域防災リーダー研修会の開催 年1回 [総務部]
- ・(再掲) 市職員まちづくり出前講座「地域防災について」受講者数 220人 (R元) [総務部]
- ・(再掲) 市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 172人 (R3) [消防本部]
- ・(再掲) 市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 530人 (R3) [消防本部]
- ・(再掲) 市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 1,496人 (R元) [市立病院]
- ・(再掲) ふるさとレスキューの取組状況 9地区 (R3) [消防本部]

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

重点

(総合的な土砂災害対策)

- 市内には、平成27年度末時点において172地区1,764箇所の土砂災害警戒区域が存在するが、砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに市民の生命や財産を守ることができない状況にある。このため、ハード整備の着実な推進に併せて、府とも連携しながら土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する必要がある。

(総務部、農林水産部、建設部)

- 海岸の侵食対策については、冬季風浪等による越波や侵食災害を防止するため、海岸保全施設の整備を計画的に促進する必要がある。

(建設部)

(土砂災害対策のハード整備)

- 土砂災害特別警戒区域の指定を受けた地域における土石流対策に係る事業の推進及び要望活動を強化する必要がある。また、急傾斜地崩壊対策推進に係る府との連携調整の強化を図る必要がある。

(建設部)

(土砂災害警戒区域の指定等)

- 市域においては土砂災害警戒区域の指定が完了していることから、市民に土砂災害の危険性を啓発し、早期の避難行動に結びつける取組を推進する必要がある。

(総務部、建設部)

(災害に強い森林づくり)

- 保安林指定、保安林の機能強化による土砂流出防備及び土砂崩壊防備、森林整備事業等による表面浸食防止及び表層崩壊防止等の土壌保全、新たな森林経営管理制度による未整備人工林・所有者不明森林の集約及び維持管理、その他間伐・搬出の支援・推進による森林保水力の確保と流木被害の防止等、森林が有する災害防止機能の向上を機能別かつ多面的に図る必要がある。

(農林水産部)

<指標：現状値>

- ・ 土砂災害警戒区域指定：172地区 1,764箇所 (H27完了) [建設部]
- ・ 急傾斜地崩壊防止施設の整備：64箇所 (R3) [建設部]
- ・ 土石流対策施設等の整備：26箇所 (R3) [建設部]
- ・ 地すべり防止施設の整備：1箇所 (R3) [建設部]
- ・ 間伐実施面積 6ha (R3) [農林水産部]
- ・ (再掲) 市防災マップ作成 (H27) [総務部]
- ・ (再掲) 市洪水、土砂災害ハザードマップ作成 (R3) [総務部]
- ・ (再掲) 自主防災組織の組織率 (全225地区中173地区) 76.9% (R3) [総務部]
- ・ (再掲) 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 25件 980千円 (R3) [総務部]
- ・ (再掲) 地区防災計画の作成自治会数 7自治会 (R3) [総務部]
- ・ (再掲) 水害等避難行動タイムラインの作成地区数 100地区 (R4) [総務部]
- ・ (再掲) 防災行政無線デジタル化整備率 100% (R元) [総務部]
- ・ (再掲) 防災行政無線設備整備状況 親局1局、遠隔制御装置6局、地区遠隔制御装置88局、屋外拡声子局242基、戸別受信機約2万台、聴覚障害者用文字放送表示装置30台 (R元) [総務部]
- ・ (再掲) 市防災訓練の実施 年1回 [総務部]
- ・ (再掲) 自治会の防災訓練実施率 80.0% (R元) [総務部]
- ・ (再掲) 地域防災リーダー研修会の開催 年1回 [総務部]
- ・ (再掲) 市職員まちづくり出前講座「地域防災について」受講者数 220人 (R元) [総務部]
- ・ (再掲) 市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 172人 (R3) [消防本部]
- ・ (再掲) 市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 530人 (R3) [消防本部]
- ・ (再掲) 市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 1,496人 (R元) [市立病院]
- ・ (再掲) ふるさとレスキューの取組状況 9地区 (R3) [消防本部]

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(雪害への対策)

- 豪雪による孤立地域の発生や、家屋倒壊を防ぐため、効率的な除雪のための仕組みを維持する必要がある。

(総務部、建設部)

(除雪体制の整備)

- 自治会等の除雪作業の効率化を図るため、貸与機械の増台及び老朽機械の計画

的な更新を行う必要がある。

(建設部)

- 市所有除雪機械を計画的に更新・整備し、除雪体制の維持、充実を図る必要がある。

(建設部)

- 屋根の雪下ろし、通路の雪すかし等を自力ですることが困難な高齢者・障害者・母子世帯への支援を行う必要がある。

(健康長寿福祉部)

(消防対策)

- 消防車両等の緊急車両の出動や消防水利の確保等に支障がないように、除雪体制の確保を行う必要がある。

(消防本部)

<指標：現状値>

- ・ 除雪機械の整備状況 157台 (R元) [建設部]
- ・ 市道除雪委託業者の状況 66業者 (R元) [建設部]
- ・ 自治会における除雪機械の整備状況 84地区 98台貸与 (R元) [建設部]
- ・ 市除雪計画の作成 [建設部]
- ・ 高齢独居世帯等への除雪の支援 [健康長寿福祉部]
- ・ (再掲) 市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 172人 (R3) [消防本部]
- ・ (再掲) 市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 530人 (R3) [消防本部]
- ・ (再掲) 市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 1,496人 (R元) [市立病院]
- ・ (再掲) ふるさとレスキューの取組状況 9地区 (R3) [消防本部]

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 **重点**

(緊急物資の備蓄促進)

- 計画的な備蓄を進めるとともに、市民や企業に対しては、3日分（可能であれば1週間分）の備蓄推奨に係る啓発を実施する必要がある。

(総務部、健康長寿福祉部)

- 給水車の整備等、応急給水の確保体制を整備する必要がある。

(上下水道部)

(避難所への支援物資の適切な輸配送)

- 物資の確保・調達及び輸配送について府と連携した体制を構築する必要がある。

(健康長寿福祉部)

(市幹線道路等の整備、維持管理等)

- 交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と国府道の道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある

(市民環境部、建設部)

- 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と国府道の道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。

(総務部、市民環境部、医療部、建設部、消防本部)

- 緊急輸送道路の代替となり得る市幹線道路や市庁舎、指定避難所などの防災拠点施設へ通じる重要な市道等について、橋梁の耐震化や法面防災対策等を着実に実施する必要がある。

(建設部)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路や国府道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、幹線道路の未整備箇所の早期整備に向けた取組を着実に進める必要がある。

(建設部)

- 府と連携し地震発生直後から必要とする活動ができるよう、緊急輸送道路等や市幹線道路網にしている道路のうち、災害時における活動拠等や施設等と連絡するなど防災上特に重要な役割を担うものについて、耐震診断義務化道路の指定を検討する必要がある。

(建設部)

- 物流機能を維持するため、市幹線道路の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(農林水産部、建設部)

- 津波、高潮及び海岸浸食等に備えて、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を着実に進める必要がある。

(農林水産部)

- 災害発生時において、がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や応急復旧等を迅速に行うため、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。

(建設部)

(災害復旧に係る協力体制の強化)

- 関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し、連携訓練を実施するなど、物資供給に係る協力体制を強化する必要がある。

(総務部)

(避難所の体制確保)

- 避難所の運営体制を整備するとともに、市社会福祉協議会、福祉事業所、学校、地元自治会等と連携して避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する必要がある。

(総務部、健康長寿福祉部、教育委員会)

- 避難所にWi-Fiや太陽光発電等の設備や飲料水、電気、ガス、通信等が確保できる体制を整備する必要がある。

(総務部、市民環境部、健康長寿福祉部)

(市幹線道路等の整備、維持管理等)

- 緊急輸送道路等の冗長性確保の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲)

(建設部)

- 予防的な修繕及び計画的な架替えを図ることで、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検、修繕を行う必要がある。(再掲)

(建設部)

<指標：現状値>

- ・食料・物資、エネルギー供給にかかる災害時応援協定の締結状況 食料・物資10件、LPガス1件 [総務部]
- ・市道舗装率 61.6% (H30) [建設部]
- ・長寿命化計画を策定した橋梁数(累計) 855橋 [建設部]
- ・長寿命化対策を実施した橋梁数 (R3) 36橋 [建設部]
- ・備蓄食糧、飲料水(アルファ化米100g、ミネラルウォーター500ml) 62千食、59千本 (R元) [総務部]
- ・高圧給水車2m³×1台 発電機1機 [上下水道部]
- ・給水タンク 2m³×6台 1m³×6台 0.5m³×1台 0.3m³×2台 [上下水道部]
- ・給水容器 20L×58個 [上下水道部]

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(孤立可能性地域の災害対応体制の整備)

- 孤立集落の発生に備え、孤立可能性のある地域を把握して集落単位の避難収容計画を策定し、通信手段の確保、救出・救助資機材、車両の整備、救出・救助訓練の実施等、対応能力の向上を図る必要がある。

(孤立集落防止に向けた道路ネットワークの整備等)

- 災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進める必要がある。

(建設部)

- 自治会等の除雪作業の効率化を図るため、貸与機械の増台及び老朽機械の計画的な更新を行う必要がある。(再掲)

(建設部)

- 市所有除雪機械を計画的に更新・整備し、除雪体制の維持、充実を図るとともに除雪業務受託者確保に努める必要がある。(再掲)

(建設部)

- 孤立した集落への救援ルートの早期確保、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する必要がある。

(建設部)

(孤立集落支援ルートの整備、維持管理等)

- 孤立した集落への救援ルート上にある橋梁、トンネル、擁壁等の適切な管理に努め、災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設部)

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、海上保安庁、府緊急災害医療チーム(DMAT)など関係機関との合同訓練を通じ、救助をはじめとする災害時の連携体制を構築する必要がある。

(消防本部)

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊(広域警察航空隊)、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の機能強化を図る必要がある。

(消防本部)

(市幹線道路等の整備、維持管理等)

- 緊急輸送道路等の冗長性確保の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲)

(建設部)

- 予防的な修繕及び計画的な架替えを図ることで、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検、修繕を行う必要がある。(再掲)

(建設部)

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 備蓄食糧、飲料水 (アルファ化米100g、ミネラルウォーター500ml)
62千食、59千本 (R元) [総務部]
- ・ 海上保安庁との合同訓練 (1回/年) [消防本部]

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、海上保安庁、府緊急災害医療チーム (DMAT) など関係機関との合同訓練を通じ、救助をはじめとする災害時の連携体制を構築する必要がある。
(再掲) (消防本部)
- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊 (広域警察航空隊)、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の機能強化を図る必要がある。(再掲) (消防本部)

(災害時に備えた資機材整備)

- 消防の災害対応力強化のため、装備資機材の計画的整備や情報通信基盤の整備のほか、災害発生に備えた防災倉庫等保管拠点を確保する必要がある。
(消防本部)

(消防人材の確保・育成)

- 消防団への加入を進めるとともに、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。
(消防本部)
- 消防団員や自主防災組織・自治会等と連携した避難訓練等を実施し、災害時に適切な避難ができるような人材の養成を行う必要がある。
(総務部、消防本部)

(家庭・学校・地域等における防災対策)

- 市民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。
(総務部、消防本部)
- 地域毎に意見交換しながら地区防災計画や水害等避難行動タイムラインを作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施

、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。

(総務部、教育委員会)

- 災害の種類別に指定した指定緊急避難場所・指定避難所を整備するとともに周知を図る必要がある。

(総務部)

- 市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの機能を強化・充実する取り組みを支援するとともに、自主防災リーダーや災害ボランティアを育成し、地域防災力を高める必要がある。

(健康長寿福祉部)

- 指導者向けに防災教育を含む学校安全研修等を継続して実施するなど、教職員の危機対処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する必要がある。

(教育委員会)

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 防災拠点施設 (庁舎、避難所等) の耐震化 (全93棟中) 91% (R2) [施設所管部局]
- ・ (再掲) 海上保安庁との合同訓練 (1回/年) [消防本部]
- ・ (再掲) 消防団員の定員に対する充足率 (定員1,730人) 91.3% (R3) [消防本部]
- ・ 緊急消防援助隊消防広域受援計画の策定 (H30) [消防本部]
- ・ (再掲) 自主防災組織の組織率 (全225地区中173地区) 76.9% (R3) [総務部]
- ・ (再掲) 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 25件 980千円 (R3) [総務部]
- ・ (再掲) 地区防災計画の作成自治会数 7自治会 (R3) [総務部]
- ・ (再掲) 水害等避難行動タイムラインの作成地区数 100地区 (R4) [総務部]
- ・ (再掲) 市防災訓練の実施 年1回 [総務部]
- ・ (再掲) 自治会の防災訓練実施率 80.0% (R元) [総務部]
- ・ (再掲) 地域防災リーダー研修会の開催 年1回 [総務部]
- ・ (再掲) 市職員まちづくり出前講座「地域防災について」受講者数 220人 (R元) [総務部]
- ・ (再掲) 市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 172人 (R3) [消防本部]
- ・ (再掲) 市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 530人 (R3) [消防本部]
- ・ (再掲) 市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 1,496人 (R元) [市立病院]
- ・ (再掲) 消防団車両の更新 (20年未満の車両割合) 82.3% (R3) [消防本部]
- ・ (再掲) ふるさとレスキューの取組状況 9地区 (R3) [消防本部]

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(一時避難所の確保)

- 避難所やホテル・旅館の耐震化を進めるとともに、一時避難所として中規模ホテル・旅館をはじめとする民間の施設が活用できるよう、避難所としての指定を促進する必要がある。さらに、コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等や観光関連事業者と連携した帰宅支援ステーションの充実を図る必要がある。

(総務部、商工観光部、建設部)

(帰宅困難者対策)

- 近隣市町、警察、消防等と連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進するとともに、企業等に対しては従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す必要がある。

(総務部、消防本部)

(観光客対策)

- 観光客に対する支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報提供体制を構築するなど、各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を促進する必要がある。

(総務部、商工観光部)

- 外国人観光客に対しては、やさしい日本語や多言語による情報提供を行う必要がある。

(市長公室、総務部、商工観光部)

- 外国人観光客等の緊急通報対策として、近隣6消防本部と連携導入した119番通報に対する多言語対応システムの適正な運用を図る必要がある。

(消防本部)

(鉄道不通時の代替輸送手段の確保等)

- 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、被害の状況に応じて、公共交通機関と連携し、代替輸送手段の確保等に努める。

(市長公室、商工観光部)

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 防災拠点施設 (庁舎、避難所等) の耐震化 (全93棟中) 91% (R2) [施設所管部局]
- ・ 多言語対応緊急通報受信システム運用 利用実績1件 (R元) [消防本部]

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・感染症のまん延、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 **重点**

(医療機関等の設備等の整備・改修)

- 地域中核病院としての市立病院、社会福祉施設の設備等の整備・改修を促進する必要がある。

(医療部、健康長寿福祉部)

(特別な配慮が必要な人への支援)

- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿

等を活用し、地元区、民生児童委員、消防団等の関係者間での情報共有を進める必要がある。

(健康長寿福祉部)

(災害時の医療・救護体制の整備)

○ 地域中核病院としての体制を確保するとともに、災害拠点病院等との協力・連携体制を確保する必要がある。

(医療部)

○ 市立病院による救護所への応援体制、医薬品・資機材等の確保体制を強化する必要がある。

(医療部)

○ ドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制を整備する必要がある。

(消防本部)

(災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

○ 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める必要がある。

(建設部)

○ 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と国府道の道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。(再掲)

(総務部、市民環境部、建設部、消防本部)

(市幹線道路等の整備、維持管理等)

○ 緊急輸送道路等の冗長性確保の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲)

(建設部)

○ 予防的な修繕及び計画的な架替えを図ることで、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検、修繕を行う必要がある。(再掲)

(建設部)

<指標：現状値>

・避難行動要支援者の個別避難計画の策定率(対象者1,467人中、台帳登録者1,349人) 92.0%

(R3) [健康長寿福祉部]

・福祉避難サポートリーダーの確保 13人 (R3) [健康長寿福祉部]

・ヘリポート指定箇所数 47箇所 (R元) [総務部、消防本部]

・(再掲)市道舗装率 61.6% (H30) [建設部]

・(再掲)長寿命化計画を策定した橋梁数(累計) 855橋 [建設部]

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（被災地・避難所の感染拡大防止及び衛生管理）

- 避難所等における感染症のまん延を防止するため、衛生環境を適切に確保するとともに、分散避難を促進する必要がある。

（総務部、健康長寿福祉部）

- 感染症のまん延防止のため、府と連携し、有症者の隔離、被災者の衣食住等、生活全般について衛生環境を整備する体制の構築を図る必要がある。

（健康長寿福祉部）

- 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及並びに断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する必要がある。

（総務部、市民環境部、健康長寿福祉部）

- 被災者等の健康・食事管理やメンタルケアの充実を図る必要がある。

（健康長寿福祉部）

- 生活不活発病への予防等リハビリテーション支援の充実を図る必要がある。

（健康長寿福祉部）

- 避難所における衛生環境及び生活環境を保全するための環境整備を行う必要がある。

（総務部、健康長寿福祉部、教育委員会）

- 多数の被災者が共同生活する指定避難所において、トイレ機能を迅速に確保するため、トイレ確保計画を作成するとともに、下水道区域における既存合併処理浄化槽の存置について有効活用を検討するなど、公衆衛生環境の向上を図る必要がある。

（総務部、教育委員会、施設所管部局）

（特別な配慮が必要な人への支援）

- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し、地元区、民生児童委員、消防団等の関係者間での情報共有を進める必要がある。（再掲）

（健康長寿福祉部）

（防疫対策）

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、府等と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。

（健康長寿福祉部、市民環境部）

(し尿処理施設の更新等)

- 災害時におけるし尿処理機能を確保するため、老朽化しているし尿処理施設の改築・更新等を進める必要がある。

(市民環境部)

(BCPの運用、下水道施設の機能確保)

- 下水道BCPに基づき、災害時における汚水処理機能の維持または早期復旧を図る必要がある。

(上下水道部)

- 災害時における汚水処理機能を確保するため、下水道施設長寿命化計画、下水道ストックマネジメント計画及び農業集落排水施設最適整備構想に基づく下水道施設の長寿命化及び耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。

(上下水道部)

<指標：現状値>

- ・下水道ストックマネジメント計画策定 100% (R2) [上下水道部]
- ・ポンプ場の耐震化
久美浜第1汚水中継ポンプ場、久美浜第6汚水中継ポンプ場 [上下水道部]
- ・処理場・ポンプ場の改築更新 (実施中)
峰山・大宮浄化センター、網野浄化センター、橘浄化センター、丹後浄化センター、久美浜浄化センター、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場 [上下水道部]
- ・感染症対策の備蓄品 不織布マスク、N95マスク、タイベックスーツ、ゴーグル、手袋、手指消毒液、消毒用アルコール (R2) [健康長寿福祉部]
- ・避難所用の備蓄品 段ボールベッド 214セット、パーテーション 482セット、プライベートテント 154基、マット 370枚、大型扇風機 90基、毛布 4,848枚、折りたたみベッド 18台、簡易トイレ 154式、簡易トイレ用テント 125張、簡易トイレ用凝固剤 23,860個、ポータブル水洗トイレ 2台 (R3) [総務部]
- ・新型コロナウイルス感染防止対策の備蓄品 段ボールベッド214セット (再掲)、パーテーション 482セット (再掲)、プライベートテント 154基 (再掲)、マット 370枚 (再掲)、大型扇風機 90基 (再掲)、非接触型体温計 60個、衛生用品 (不織布マスク、フェイスシールド、手指消毒液、ハンドソープ、除菌消毒液、除菌シート、ビニールエプロン、ビニール手袋等) (R3) [総務部]
- ・災害時応援協定締結状況 (仮設トイレの優先供給) 1件 (H21) [総務部]
- ・避難所開設運営訓練実施地区数 6地区 (R元) [総務部]
- ・下水道BCP 策定済 (H29) [上下水道部]
- ・重要下水管渠における地震対策実施率 (公共下水道) (全44.8km中40.9km) 91.3% (R元)
[上下水道部]
- ・合併処理浄化槽設置状況 2,604基 (R3) [上下水道部]
- ・高齢者のインフルエンザワクチン接種率 58.3% (R3) [健康長寿福祉部]

・身体障害者等のインフルエンザワクチン接種率 61.9% (R3) [健康長寿福祉部]

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(警察部隊の応援・受援体制の充実)

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、平時から警察署や市防犯委員会等との連携を強化するとともに、警察機能代替施設の確保協力する必要がある。

(市民環境部)

- 警察機能の不全に備えて確保している警察署の代替施設への移転訓練等を行うなど、平時から管内事情を踏まえた機能維持対策を推進する必要がある。

(市民環境部)

(警察部隊の装備資材等の充実)

- 警察災害派遣隊の受援体制を強化するとともに、広域的な活動拠点の確保・充実する必要がある。

(総務部)

3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

(高速鉄道網の整備)

- 首都圏と関西を繋ぐ移動手段等の多様性及び冗長性を確立するため、国、府県、鉄道事業者が進める北陸新幹線やリニア中央新幹線等の高速鉄道網の整備等に連携する必要がある。

(市長公室)

3-3 市の職員・施設等の被災・感染症のまん延による機能の大幅な低下

重点

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 市の防災拠点施設の耐震化及び災害時の電源確保を計画的に推進する必要がある。
(総務部、教育委員会、消防本部、施設所管部局)
- 庁舎周辺等の被災により市災害対策本部の設置が困難な場合に備え、市災害対策本部の機能を有する代替施設を確保する必要がある。

(市長公室、総務部)

(災害対策活動の初動体制の整備)

- 災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、緊急参集体制の整備・強化、マニュアルの作成や改善をする必要がある。

(総務部、消防本部)

(業務継続体制の整備)

- 緊急連絡体制を充実させるとともに、実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高めていく必要がある。

(全部局)

- 市業務継続計画（BCP）の見直しと検証を随時行い、市地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制を確立する必要がある。

(総務部、全部局)

(災害情報の収集体制の強化)

- 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、IoT・AI技術等を活用した情報収集体制を強化する必要がある。

(総務部、全部局)

(感染症への対応)

- 新たな感染症に迅速に対応できる体制を構築する必要がある。

(総務部、健康長寿福祉部)

- 感染拡大時の避難所の運営について、有症者の隔離等を適切に対応できる体制を構築する必要がある。

(総務部、健康長寿福祉部)

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化（全93棟中） 91%（R2） [施設所管部局]
- ・ 非常用発電機保管数（消防団含む） 43台（H31） [総務部]
- ・ 災害拠点施設（庁舎、避難所等）用太陽光発電システム導入状況 10施設（R元） [市民環境部]
- ・ 市業務継続計画（BCP）策定状況 策定済（H30） [総務部]
- ・ 市業務継続計画（BCP）新型コロナウイルス感染症対応編 策定済（R2） [総務部]
- ・ (再掲) 市防災訓練の実施 年1回 [総務部]
- ・ 庁内情報ネットワーク冗長化等の取組状況 実施済（H16） [総務部]
- ・ 防災についての新規採用市職員研修の実施 年初1回 [総務部]
- ・ 地方自治体間の災害時応援協定の締結件数 10件（R4） [総務部]

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

重点

(災害に強い情報通信基盤の整備)

- 市民への迅速な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化や防災行政無線設備の更新等、通信システム

の業務継続性の確保や強化を促進する必要がある。

(総務部、消防本部)

(災害情報の迅速・的確な把握)

- 災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、進化したデジタル技術をスマートフォンやタブレット端末等を通じて活用し、現場から災害情報を迅速に収集する必要がある。

(総務部、消防本部)

(防災拠点施設等における電源の確保)

- 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置する必要がある。

(総務部、消防本部、施設所管部局)

(災害時の通信サービスの確保等)

- 自家発電機や予備蓄電池等の設置、移動電源車の配備等、電源確保を促進するとともに、車載型無線基地局の配備や災害用伝言板サービスの提供により市民等への情報伝達の強化を促進する必要がある。

(総務部、施設所管部局)

(消防通信拠点の構築)

- 消防指令業務を広域連携により共同指令センターとして集約し、119番通報の受信を一元化するなど、緊急通報受信基盤整備を推進する必要がある。

(消防本部)

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- 河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況を早期に収集し、関係機関及び市民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(市長公室、総務部、建設部)

(関係機関等による情報連絡体制の整備)

- 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。

(消防本部)

(外国籍市民等への災害時支援等)

- 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、防災訓練等の実施により、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、外国籍市民と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍市

民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する必要がある。
(市長公室、総務部)

<指標：現状値>

- ・(再掲) 防災行政無線デジタル化整備率 100% (R元) [総務部]
- ・(再掲) 防災行政無線設備整備状況 親局1局、遠隔制御装置6局、地区遠隔制御装置88局、屋外拡声子局242基、戸別受信機約2万台、聴覚障害者用文字放送表示装置30台 (R元) [総務部]
- ・(再掲) 非常用発電機保管数(消防団含む) 43台 (H31) [総務部]
- ・(再掲) 庁内情報ネットワーク冗長化等の取組状況 実施済 (H16) [総務部]
- ・きょうと災害報告アプリ登録状況 209人 (R元) [総務部]
- ・自治会、自主防災組織役員の携帯メールへの災害時の情報発信登録状況 78人 (R元) [総務部]
- ・市アマチュア無線災害ボランティアとの災害時応援協定の締結 (H18) [総務部]
- ・防災拠点施設の停電用発動発電機の設置率(消防本部4庁舎、西山無線基地局、丹後地域公民館基地局) 100.0% (H27) [消防本部]

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(市民への情報伝達)

- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)や防災行政無線、消防車等の活用による情報伝達体制を拡充する必要がある。

(総務部、消防本部)

- 市民が自らの確な避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップの利活用を促進する必要がある。

(総務部、建設部)

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- 河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況を早期に収集し、関係機関及び市民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。(再掲)

(市長公室、総務部、建設部)

<指標：現状値>

- ・(再掲) 防災行政無線デジタル化整備率 100% (R元) [総務部]
- ・(再掲) 防災行政無線設備整備状況 親局1局、遠隔制御装置6局、地区遠隔制御装置88局、屋外拡声子局242基、戸別受信機約2万台、聴覚障害者用文字放送表示装置30台 (R元) [総務部]
- ・府防災情報システムを活用した緊急速報メールの発信 [総務部]
- ・市ケーブルテレビ、コミュニティFMとの災害時の連携 [総務部]
- ・(再掲) 地震・津波ハザードマップ作成 (H30) [総務部]
- ・(再掲) 市防災マップ作成 (H27) [総務部]
- ・(再掲) 市洪水、土砂災害ハザードマップ作成 (R3) [総務部]
- ・(再掲) きょうと災害報告アプリ登録状況 209人 (R元) [総務部]

- ・（再掲）自治会、自主防災組織役員の携帯メールの情報発信登録状況 78人（R元）〔総務部〕
- ・（再掲）市アマチュア無線災害ボランティアとの災害時応援協定の締結（H18）〔総務部〕

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 **重点**

（市民への情報伝達）

- 情報伝達手段の多様化を図るため、消防団や自主防災組織による情報伝達体制の整備を図るとともに、水害等避難行動タイムラインの作成及び地域住民がみんなで声を掛け合いながら自主的に避難する共助体制の構築を促進する必要がある。
(総務部、消防本部)
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）や防災行政無線、消防車等の活用による警報伝達体制を拡充する必要がある。（再掲）
(総務部、消防本部)

（災害に強い情報通信基盤の整備）

- 住民自らの迅速且つ的確な避難につなげるため、京都府が設置する水位計や河川防災カメラ等から得られる防災情報を活用するよう、インターネット等を通じて積極的な広報に努める必要がある。
(総務部)

（関係機関等による情報連絡体制の整備）

- 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。（再掲）
(消防本部)

<指標：現状値>

- ・ 京都府危機管理型水位計及び簡易型監視カメラ設置状況 水位計 11箇所、カメラ 6箇所（R1）
〔総務部〕
- ・（再掲）防災行政無線デジタル化整備率 100%（R元）〔総務部〕
- ・（再掲）防災行政無線設備整備状況 親局1局、遠隔制御装置6局、地区遠隔制御装置88局、屋外拡声子局242基、戸別受信機約2万台、聴覚障害者用文字放送表示装置30台（R元）〔総務部〕
- ・（再掲）府防災情報システムを活用した緊急速報メールの発信〔総務部〕
- ・（再掲）市ケーブルテレビ、コミュニティFMとの災害時の連携〔総務部〕
- ・（再掲）地震・津波ハザードマップ作成（H30）〔総務部〕
- ・（再掲）市防災マップ作成（H27）〔総務部〕
- ・（再掲）市洪水、土砂災害ハザードマップ作成（R3）〔総務部〕
- ・（再掲）きょうと災害報告アプリ登録状況 209人（R元）〔総務部〕
- ・（再掲）自治会、自主防災組織役員の携帯メールの情報発信登録状況 78人（R元）〔総務部〕
- ・（再掲）市アマチュア無線災害ボランティアとの災害時応援協定の締結（H18）〔総務部〕

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(企業等における業務継続体制の確立)

- 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、行政や関係団体、ライフライン機関、専門家等が参画する体制を確立する必要がある。

(商工観光部)

- 企業における防災計画の策定や防災訓練への参加の推進等、防災体制の強化を促進する必要がある。

(商工観光部)

(市幹線道路等の整備、維持管理等)

- 物流機能を維持するため、市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。

(農林水産部、建設部)

- 緊急輸送道路等の冗長性確保の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲)

(建設部)

- 予防的な修繕及び計画的な架替えを図ることで、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検、修繕を行う必要がある。(再掲)

(建設部)

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 市道舗装率 61.6% (H30) [建設部]
- ・ (再掲) 長寿命化計画を策定した橋梁数 (累計) 855橋 [建設部]
- ・ (再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数 (R3) 36橋 [建設部]

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画 (BCP) の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。

(総務部、上下水道部)

(市幹線道路等の整備、維持管理等)

- 物流機能を維持するため、市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や

<p>津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲) (農林水産部、建設部)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の冗長性確保の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p>○ 予防的な修繕及び計画的な架替えを図ることで、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検、修繕を行う必要がある。(再掲) (建設部)</p>
<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 市道舗装率 61.6% (H30) [建設部] ・ (再掲) 長寿命化計画を策定した橋梁数 (累計) 855橋 [建設部] ・ (再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数 (R3) 36橋 [建設部]

<p>5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p> <p>(救助体制の強化)</p> <p>○ 警察、自衛隊、海上保安庁、府緊急災害医療チーム (DMAT) など関係機関との合同訓練を通じ、救助をはじめとする災害時の連携体制を構築する必要がある。 (再掲) (消防本部)</p>
<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上保安庁との合同訓練 (1回/年) [消防本部]

<p>5-4 海上輸送の機能の停止による物流への甚大な影響</p> <p>(津波に強い施設整備)</p> <p>○ 市が管理する漁港施設の点検及び長寿命化対策、津波浸水想定に基づいた避難施設、避難路の整備等、津波に強い施設整備を推進する必要がある。 (農林水産部)</p> <p>(海岸施設等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 市が管理する漁港施設の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等、防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。 (農林水産部)</p> <p>(物流施設の耐災害性向上)</p>
--

- 陸上輸送の寸断に備えて、海上輸送拠点となり得る漁港施設の耐震化を進める必要がある。

(農林水産部)

5-5 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

重点

(市幹線道路等の整備、維持管理等)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路や国府道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、幹線道路の未整備箇所の早期整備に向けた取組を着実に進める必要がある。(再掲)

(建設部)

- 大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と国府道の道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。(再掲)

(市民環境部、建設部)

- 物流機能を維持するため、市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等、防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲)

(農林水産部、建設部)

- 救助や物資供給を行うための「命の道」となる山陰近畿自動車道をはじめ、緊急輸送道路、主要な幹線道路等の整備を推進するとともに、冗長性確保の観点から、これらの重要な道路を補完する道路についても優先的に整備する必要がある。

(建設部)

- 交通ネットワークの多重化(災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保)に向けて、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークの整備や、新幹線をはじめとした鉄道ネットワークの整備等を促進するため、国、府等と連携協力する必要がある。

(市長公室、建設部)

- 予防的な修繕及び計画的な架替えを図ることで、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検、修繕を行う必要がある。(再掲)

(建設部)

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 市道舗装率 61.6% (H30) [建設部]、(再掲) 長寿命化計画を策定した橋梁数 (累計)

5-6 金融サービス・宅配・信書便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

(金融機関との連携の確立)

- 金融サービスが機能停止しないよう地元金融機関の連携体制を強化する必要がある。

(商工観光部)

5-7 食料等の安定供給の停滞

(流通関係事業者等による連携・協力体制の拡大)

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る流通関係事業者、行政等による連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。

(農林水産部、商工観光部)

(市幹線道路等の整備、維持管理等)

- 大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と国府道の道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。(再掲)
- 物流機能を維持するため、市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等、防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲)

(市民環境部、建設部)

(農林水産部、建設部)

(資材の供給体制の整備)

- 農林水産業者の早期経営再建に向け、資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送道路等及び林道等の確保・整備を推進する必要がある。

(農林水産部、建設部)

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 市道舗装率 61.6% (H30) [建設部]
- ・ (再掲) 長寿命化計画を策定した橋梁数 (累計) 855橋 [建設部]
- ・ (再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数 (R3) 36橋 [建設部]

5-8 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(浄水場間の水融通)

- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、それぞれ水系が異なる浄水場間を接続し相互に融通しあう体制を進める必要がある。

(上下水道部)

(上水道施設の耐震化)

- 上水道の機能確保を図るため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を進める必要がある。

(上下水道部)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(電力の確保)

- エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーや蓄電池等の導入を促進する必要がある。

(市民環境部)

- 市の防災拠点施設の耐震化及び災害時の電源確保を計画的に推進する必要がある。(再掲)

(総務部、教育委員会、消防本部、施設所管部局)

(ガスの確保)

- LPガス充填施設・供給設備の耐震化と家庭用の感震機能付マイコンメーターの普及を促進する必要がある。

(総務部)

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。(再掲)

(総務部、上下水道部)

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から市と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。

(総務部)

<指標：現状値>

- ・（再掲）非常用発電機保管数（消防団含む） 43台（H31） [総務部]
- ・LPガス供給にかかる災害時応援協定締結 1件（H16） [総務部]

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

重点

（上水道施設の耐震化）

- 上水道の機能確保を図るため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を進める必要がある。

（上下水道部）

（ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立）

- 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。（再掲）

（総務部、上下水道部）

<指標：現状値>

- ・市内上水道の基幹管路の耐震適合率 16.8%（H30） [上下水道部]
- ・管路の法定耐用年数超過率 21.9%（H30） [上下水道部]

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

重点

（BCPの運用、下水道施設の機能確保）

- 下水道BCPに基づき、災害時における汚水処理機能の維持または早期復旧を図る必要がある。（再掲）

（上下水道部）

- 災害時における汚水処理機能を確保するため、下水道施設長寿命化計画、下水道ストックマネジメント計画及び農業集落排水施設最適整備構想に基づく下水道施設の長寿命化及び耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。（再掲）

（上下水道部）

（一般廃棄物処理施設等の更新等）

- 災害時におけるごみ及びし尿処理機能等を確保するため、老朽化している一般廃棄物処理施設等（ごみ処理施設、し尿処理施設、火葬場）の改修・更新等を進める必要がある。

（市民環境部）

- 大規模な地震等による災害が発生した場合に、ごみ及びし尿処理機能等の継続を図るため、広域的処理も含めた処理体制等の構築を図る必要がある。

（市民環境部）

<指標：現状値>

- ・（再掲）下水道ストックマネジメント計画策定 100%（R2） [上下水道部]

- ・ (再掲) ポンプ場の耐震化
久美浜第1汚水中継ポンプ場、久美浜第6汚水中継ポンプ場 [上下水道部]
- ・ (再掲) 処理場・ポンプ場の改築更新 (実施中)
峰山・大宮浄化センター、網野浄化センター、橘浄化センター、丹後浄化センター、
久美浜浄化センター、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場 [上下水道部]
- ・ (再掲) 下水道BCP 策定済 (H29) [上下水道部]

6-4 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

重点

(輸送ルート確保の強化)

- 災害発生時において、救援救助・緊急物資輸送等ルートを実効かつ早期に確保し、交通ネットワークが分断される事態とならないよう、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図るなど整備を進める必要がある。さらに、市幹線道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等対策を着実に推進する必要がある。

(建設部)

- がれき等を撤去し、緊急車両等の救護ルートの早期確保や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との連携体制を維持する必要がある。

(建設部)

(緊急交通路候補路線等の整備)

- 緊急交通路候補路線等について、災害時の交通体制を確保するため、信号機電源付加装置等、交通安全施設の整備を進める必要がある。

(市民環境部)

(高規格道路のミッシングリンクの解消)

- 復旧復興は災害に強い高規格道路を起点として行われることから、実効かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。

(建設部)

(鉄道施設の耐震化)

- 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国、府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。(再掲)

(市長公室)

(市幹線道路等の整備、維持管理等)

○ 物流機能を維持するため、市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等、防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲)
(農林水産部、建設部)

○ 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路や国府道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、幹線道路の未整備箇所の早期整備に向けた取組を着実に進める必要がある。(再掲)
(建設部)

(災害情報の収集体制の強化)

○ 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、I o t ・ A I 技術等を活用した情報収集体制を強化する必要がある。
(総務部、全部局)
(建設部)

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 市道舗装率 61.6% (H30) [建設部]
- ・ (再掲) 長寿命化計画を策定した橋梁数 (累計) 855橋 [建設部]
- ・ (再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数 (R3) 36橋 [建設部]
- ・ (再掲) 鉄道駅舎の耐震化率 100% (H10) [市長公室]

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(河川、漁港海岸等の整備・耐震化及び機能保全の推進)

○ 日本海側で想定される津波に備えて、国、府、市や関係機関が連携し、設計津波に対応できる漁港海岸保全施設等や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を進める必要がある。(再掲)
(総務部、農林水産部、建設部)

○ 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保等の対策を関係機関が連携して進める必要がある。(再掲)
(総務部、建設部)

(河川管理施設、漁港海岸保全施設等の整備、維持管理等)

○ 大規模津波による災害が想定される河川、漁港海岸保全施設等の適正な管理に努め、津波襲来時にもこれらの施設等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事等を進めていく必要がある。(再掲)
(農林水産部、建設部)

(津波避難体制の整備)

- 津波防災に関する広報・啓発活動を実施するとともに、津波避難計画やハザードマップの作成・改訂の促進や実践的な避難訓練の実施を促進することなどにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。(再掲)

(総務部)

(災害に強い情報通信基盤の整備)

- 市民への迅速な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化や防災行政無線設備の更新等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進する必要がある。(再掲)

(総務部、消防本部)

(災害情報の迅速・的確な把握)

- 災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、進化したデジタル技術をスマートフォンやタブレット端末等を通じて活用し、現場から災害情報を迅速に収集する必要がある。(再掲)

(総務部、消防本部)

(防災拠点施設等における電源の確保)

- 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置する必要がある。(再掲)

(総務部、消防本部、施設所管部局)

(関係機関等による情報連絡体制の整備)

- 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。(再掲)

(消防本部)

(地籍調査の推進)

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する必要がある。

(建設部)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(密集市街地対策)

- 大規模地震による市街地火災等から市民の生命を守るため、既存建築物の耐震化や

建替えなどを促進する必要がある。(再掲)

(建設部)

- 街路樹及びブロック塀の安全点検や沿道建物の耐震化を進めるなど、幹線道路の通行を妨げない取組を推進する必要がある。(再掲)

(建設部)

- 倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。(再掲)

(建設部)

(住宅・建築物等の耐震化)

- 市内の住宅総数は約2万棟あり、これらの住宅建築物は約8割が木造であり、被害を最小限に食い止めるため建築物の耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(建設部)

- 災害時の防災拠点等と位置付けられる公益性が高い多数のものが利用する建築物について、情報提供等を含め支援等を検討し耐震診断や耐震改修を促進する必要がある。(再掲)

(建設部、施設管理部局)

- 耐震性の低い市営住宅の建て替え等により耐震化を進めるとともに、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、安全性を確保していく必要がある。(再掲)

(建設部)

- 社会福祉施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(健康長寿福祉部)

- 学校施設の躯体部分の耐震化については完了しているが、行政機能を維持するため、施設の長寿命化を計画的に推進する必要がある。(再掲)

(教育委員会)

(火災発生防止対策)

- 災害発生時に利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動等について市民に啓発する必要がある。(再掲)

(消防本部)

(救助体制の強化のための耐震化)

- 消火活動、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する必要がある。

(建設部)

(文化財の防火対策)

○ 指定文化財建築物に対する各種消防用設備の設置及び適正な維持管理について指導するとともに、初期消火体制の確立を図る必要がある。

(消防本部)

○ 市は、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援を行う必要がある。

(教育委員会)

(市幹線道路等の整備、維持管理等)

○ 緊急輸送道路等の冗長性確保の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲)

(建設部)

○ 予防的な修繕及び計画的な架替えを図ることで、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検、修繕を行う必要がある。(再掲)

(建設部)

<指標：現状値>

- ・(再掲) 防災拠点施設(庁舎、避難所等)の耐震化(全93棟中) 91% (R2) [施設所管部局]
- ・(再掲) 鉄道駅舎の耐震化率 100% (H10) [市長公室]
- ・(再掲) 市立小・中学校の耐震化率 100% (H27) [教育委員会]
- ・(再掲) 住宅の耐震化率 69.2% (H27) [建設部]
- ・(再掲) 木造住宅耐震診断補助実施数(累計) 256件 [建設部]
- ・(再掲) 木造住宅耐震改修補助件数(累計) 45件 [建設部]
- ・(再掲) 地震・津波ハザードマップ作成 (H30) [総務部]
- ・(再掲) 防災行政無線デジタル化整備率 100% (R元) [総務部]
- ・(再掲) 防災行政無線設備整備状況 親局1局、遠隔制御装置6局、地区遠隔制御装置88局、屋外拡声子局242基、戸別受信機約2万台、聴覚障害者用文字放送表示装置30台 (R元) [総務部]
- ・(再掲) 自主防災組織の組織率(全225地区中173地区) 76.9% (R3) [総務部]
- ・(再掲) 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 25件 980千円 (R3) [総務部]
- ・(再掲) 地区防災計画の作成自治会数 7自治会 (R3) [総務部]
- ・(再掲) 市防災訓練の実施 年1回 [総務部]
- ・(再掲) 自治会の防災訓練実施率 80.0% (R元) [総務部]
- ・(再掲) 地域防災リーダー研修会の開催 年1回 [総務部]
- ・(再掲) 市職員まちづくり出前講座「地域防災について」受講者数 220人 (R元) [総務部]
- ・(再掲) 消防団員の定員に対する充足率(定員1,730人) 91.3% (R3) [消防本部]
- ・(再掲) 防火水槽等整備数(累計) 720箇所 (R3) [消防本部]
- ・(再掲) 消火栓整備数(累計) 1,507箇所 (R3) [消防本部]
- ・(再掲) 消防団車庫・詰所総数 75箇所 (R3) [消防本部]
- ・(再掲) 20年未満の消防車両の割合 82.3% (R3) [消防本部]
- ・(再掲) 消防訓練実施事業所数(年間) 116事業所 (R3)

- ・（再掲）自治会の防災訓練実施率 80.0%（R元） [総務部]
- ・（再掲）避難行動要支援該当者 1,467人中、台帳登録者1,349人（R3） [健康長寿福祉部]
- ・文化財防火署団合同訓練（文化財防火週間中） 3回実施（R元） [消防本部]
- ・文化財建築物立入検査指導（文化財防火週間中） 42施設（R元） [消防本部]
- ・（再掲）市道舗装率 61.6%（H30） [建設部]
- ・（再掲）長寿命化計画を策定した橋梁数（累計） 855橋 [建設部]
- ・（再掲）長寿命化対策を実施した橋梁数（R3） 36橋 [建設部]

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

（海岸施設の整備等）

- 海岸施設の点検を実施し、避難施設、避難路の整備等を進める必要がある。
(農林水産部、建設部)

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

（緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化等）

- 府と連携し地震発生直後から必要とする活動ができるよう、緊急輸送道路等や市幹線道路網にしている道路のうち、災害時における活動拠等や施設等と連絡するなど防災上特に重要な役割を担うものについて、耐震診断義務化道路の指定を検討する必要がある。（再掲）
(建設部)
- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、沿道の建築物の耐震化や法面防災対策等を着実に実施する必要がある。
(建設部)
- 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対応が必要な重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進していく必要がある。
(建設部)
- 道路の陥没による交通麻痺を防ぐため、前兆現象である路面の沈下やひび割れ等の異常について、日常のパトロール等において、早期発見に努める必要がある。
(建設部)

<指標：現状値>

- ・（再掲）住宅の耐震化率 69.2%（H27） [建設部]

7-4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

（危険情報の収集・提供体制の確立）

- 土砂災害、地すべり、重要施設の耐震化・液状化・排水等に係るハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進するとともに、河川堤防、道路・橋梁の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び市民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(建設部)

(農業用水利施設の防災対策)

- 人的被害を及ぼすおそれのある防災上重要となる農業用ため池（防災重点農業用ため池）を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の適切な維持管理を行う。また、防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成・公表などのソフト対策を進め、市民の防災意識の向上を図る必要がある。（再掲）

(農林水産部)

(河川管理施設等の適切な維持管理等)

- 河川堤防、樋門、頭首工、排水機場等の河川管理施設及び雨水幹線等の下水道施設等の適切な管理に努め、集中豪雨時等でも施設の機能が確実に発揮されるよう、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を着実に進める必要がある。（再掲）

(農林水産部、建設部)

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 防災重点ため池のハザードマップ作成 49箇所 (R3) [農林水産部]
- ・ (再掲) 土砂災害警戒区域指定：172地区 1,764箇所 (H27完了) [建設部]

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

(企業の防災対策)

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業における適正管理、必要な資機材の整備、訓練の実施や事故発生を想定したマニュアル整備を促進する必要がある。

(商工観光部)

(災害対応能力の向上)

- 災害時応援協定締結団体、府、自衛隊、ボランティア等、外部からの応援を十分に活用するための受援計画の策定等を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保する。また、平時から、国や府、他の地方公共団体との連携強化等により広域的な応援・受援体制を整備し、訓練を実施すること等により、その実効性を向上させる必要がある。

(総務部)

- 災害発生後に緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、市消防本部広域受援計画（平成 30 年 4 月策定）に基づき、応援部隊の集結地確保、適正な部隊運用等円滑

<p>な受援体制を構築する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(消防本部)</p> <p>(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)</p> <p>○ 河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び市民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。(再掲)</p> <p style="text-align: right;">(市長公室、総務部、建設部)</p>
<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 緊急消防援助隊消防広域受援計画の策定 (H30) [消防本部] ・ (再掲) 地方自治体間の災害時応援協定の締結件数 10件 (R4) [総務部] ・ 日本海航行船舶事故等による重油等流出事故対応資材備蓄状況 [総務部]

<p>7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p>	<p>重点</p>
<p>(森林の整備・保全)</p> <p>○ 森林経営管理制度による管理されず放置された森林の集約や再活用・再造林、所有者不明森林の洗い出しと関係づくりを進めるほか、自伐型林業やDIYの推進による接点の拡大、担い手育成事業等による森林の荒廃を抑制する仕組みづくり、荒廃により災害の原因となる恐れのある森林については、要適正管理森林等災害予防事業や治山事業及び保安林制度等を活用し、二次災害を防止するための対策を支援する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(農林水産部)</p>	
<p>(農地・農業用施設の保全管理)</p> <p>○ 農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、地域住民等多様な参画による共同活動を継続的に支援する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(農林水産部)</p> <p>○ 所有者不明農地については、関係法令に基づく「不明所有者の見なし同意」制度の活用により、適正な農地の管理を促すとともに、地すべりにより農地等が流亡・埋没するおそれのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(農林水産部)</p>	
<p>(地籍調査の推進)</p> <p>○ 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する必要がある。(再掲)</p> <p style="text-align: right;">(建設部)</p>	

<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農と環境を守る地域協働活動（日本型直接支払のうち多面的機能支払）の取組面積 2,921ha（R3）〔農林水産部〕 ・中山間地域等直接支払交付金（日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払）の取組面積 397ha（R元）〔農林水産部〕 ・間伐実施面積（過去 5 年間の累計面積）22.02ha（H29～R3）〔農林水産部〕
--

<p>7-7 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散</p>
<p>(避難の指示等)</p> <p>○ 市災害対策本部は、正確な情報を収集し、住民等へ提供するとともに、府災害対策本部から「屋内退避」の指示を受けたときは、住民等に対して、その指示を行う必要がある。また、同様に「コンクリート屋内退避」または「避難」の指示を受けたときは、迅速かつ的確な避難誘導を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務部)</p>
<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市地域防災計画 原子力災害対策編修正（R3）、原子力災害住民避難計画策定（H25） <p style="text-align: right;">[総務部]</p>

<p>7-8 大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止</p>
<p>(感染症への対応)</p> <p>○ 新たな感染症に迅速に対応できる体制を構築する必要がある。（再掲）</p> <p style="text-align: right;">(総務部、健康長寿福祉部)</p>
<p>(防疫対策)</p> <p>○ 感染症の発生・まん延を防ぐため、府等と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。（再掲）</p> <p style="text-align: right;">(健康長寿福祉部、市民環境部)</p> <p>○ マスク、ガウン、医療用手袋等のPPE（個人防護具）の多くは海外で生産されており、各国の輸出規制などにより感染症のまん延時には供給が不安定となるため、消毒用アルコールを含め医療資材の備蓄をする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務部、健康長寿福祉部)</p>
<p>(まん延防止のための情報発信)</p> <p>○ 感染状況や経済情勢を踏まえた適切な対策に時期を逸することなく取り組むとともに、市民や事業者に対して必要な情報発信を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務部、健康長寿福祉部)</p>

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

重点

(災害廃棄物の処理の推進)

- 老朽化している一般廃棄物処理施設等の改修・更新等を推進する必要がある。
(市民環境部)
- 一時期に大量に発生することが予想される災害廃棄物や海岸漂着物等を速やかに処理するため災害廃棄物処理計画の早期策定を図るとともに処理体制の構築を進め、維持する必要がある。
(市民環境部)
- 災害ごみ等の増加が懸念される中、世界規模で地球温暖化や環境破壊が進む現状を踏まえ、環境基本計画の目標とする「SDGs」に協調した取組として、環境に配慮した新世代型のごみ処理について調査・検討する必要がある。
(市民環境部)

8-2 復興を支える体制等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(大規模な災害からの復興)

- 地域の社会経済活動への影響を踏まえつつ、国や府との適切な役割分担の下、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建や地域経済の復興等を図る必要がある。
(総務部、全部局)

(生活と住居の再建支援)

- 被災に備え、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を強化する必要がある。
(市長公室、総務部、全部局)

(建設業等の担い手の確保・育成等)

- 災害発生時において、がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルート of 早期確保や応急復旧等を迅速に行うため、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。
(再掲)

(建設部)

<p>8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>(低地地域の河川施設の耐震化等)</p> <p>○ 市が管理する河川施設の改良整備を進める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(建設部)</p>
<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 内水対策の排水ポンプ場整備状況 [建設部] <ul style="list-style-type: none"> 内ヶ森第1雨水ポンプ場 排水面積12.5ha 排水能力 ポンプ200mm×2台、300mm×1台、500mm×2台 排水能力1,224m³/sec 内ヶ森第2雨水ポンプ場 排水面積27.26ha 排水能力 ポンプ350mm×1台、900mm×1台、排水能力1,889m³/sec 小栓川雨水ポンプ場 排水面積61.53ha 排水能力 ポンプ300mm×1台、500mm×2台、800mm×2台 (増設)、排水能力4,060m³/sec ・ (再掲) 消防ポンプ車、小型動力ポンプ付積載車の配備状況 <ul style="list-style-type: none"> ポンプ車35台、積載車45台 (R元) [消防本部]

<p>8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p>
<p>(不特定多数の者が利用する施設の耐震化等)</p> <p>○ 社会福祉施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。 (再掲)</p> <p style="text-align: right;">(健康長寿福祉部)</p> <p>○ 学校施設の躯体部分の耐震化については完了しているが、行政機能を維持するため、施設の長寿命化を計画的に推進する必要がある。 (再掲)</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会)</p>
<p>(文化財の防火対策)</p> <p>○ 指定文化財建築物に対する各種消防用設備の設置及び適正な維持管理について指導するとともに、初期消火体制の確立を図る必要がある。 (再掲)</p> <p style="text-align: right;">(消防本部)</p> <p>○ 市は、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援を行う必要がある。 (再掲)</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会)</p>
<p>(地域防災力の強化)</p> <p>○ 地域毎に意見交換しながら地区防災計画や水害等避難行動タイムラインを作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。 (再掲)</p>

(総務部、教育委員会)

- 災害時声かけ運動や地域の災害危険箇所の確認運動等、被害を軽減するための運動を啓発する必要がある。

(総務部)

(防災教育の実施)

- 毎年、全校で学校安全計画及び危機等発生時対処要領の確認・改善を促進するとともに、市や地域、専門家等と連携し、避難訓練への参画や防災ワークショップの実施、防災マップづくりなど、防災教育を推進する必要がある。

(総務部、教育委員会)

(消防人材の確保・育成)

- 消防団への加入を進めるとともに、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。(再掲)

(消防本部)

- 指定文化財建築物に対する各種消防用設備の設置及び適正な維持管理について指導するとともに、初期消火体制の確立を図る必要がある。

(消防本部)

- 市は、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援をする必要がある。

(教育委員会)

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 自主防災組織の組織率 (全225地区中173地区) 76.9% (R3) [総務部]
- ・ (再掲) 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 25件 980千円 (R3) [総務部]
- ・ (再掲) 地区防災計画の作成自治会数 7自治会 (R3) [総務部]
- ・ (再掲) 水害等避難行動タイムラインの作成地区数 100地区 (R4) [総務部]
- ・ (再掲) 市防災訓練の実施 年1回 [総務部]
- ・ (再掲) 自治会の防災訓練実施率 80.0% (R元) [総務部]
- ・ (再掲) 地域防災リーダー研修会の開催 年1回 [総務部]
- ・ (再掲) 市職員まちづくり出前講座「地域防災について」受講者数 220人 (R元) [総務部]
- ・ (再掲) 消防団員の定員に対する充足率 (定員1,730人) 91.3% (R3) [消防本部]
- ・ 消防団応援の店登録数 46事業所 (R元) [消防本部]
- ・ 消防団協力事業所表示証交付事業所数 19事業所 (R元) [消防本部]
- ・ 地籍調査進捗率 8% (H27) [建設部]

8-5 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(生活と住居の再建支援)

- 大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助により隙間を埋める「互助」の仕組の構築が必要である。

(総務部、健康長寿福祉部)

(地籍調査の推進)

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する必要がある。(再掲)

(建設部)

(建設業等の担い手の確保・育成等)

- 災害発生時において、がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や応急復旧等を迅速に行うため、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。

(再掲)

(建設部)

(ライフラインの早期復旧)

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から市と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。(再掲)

(総務部)

(迅速な被害認定調査、罹災証明の発行のための体制整備)

- 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性があるため、府と共同して構築された被災者生活再建支援システムを利用した円滑な活動体制を整備する必要がある。

(総務部、健康長寿福祉部)

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、発災時に対応すべき事項について調査しておく必要がある。

(総務部、健康長寿福祉部、建設部)

(災害対応業務に必要な用地の確保に向けての調整)

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを平常時から集約し、調整を行っておく必要がある。

(市民環境部、建設部、該当部部局)

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメ

ージトレーニングの実施等を推進する必要がある。

(市長公室、総務部、建設部)

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(観光業や農林水産業の風評被害対策)

- 正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、市内産農林水産物の販売促進等により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する必要がある。

(農林水産部、商工観光部)